



令和2年3月18日

【照会先】

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

課長 國廣浩三

課長補佐 鳥海晃司

労働紛争調整官 増田乾成

(電話) 078-367-0820

報道関係者 各位

## 「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」における相談状況について（第2報）

～開設1ヶ月で1,074件の労働相談が寄せられています～

兵庫労働局(局長 畑中啓良)では、本年2月14日から「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しておりますが、本年3月13日時点における相談状況を取りまとめましたので、公表します。

### 1. 相談件数

1,074件（うち3/1～3/13は957件）（詳細は別表のとおり）

### 2. 相談者の内訳

事業主 587人(60.8%)、労働者 196人(20.3%)、社会保険労務士 109人(11.3%)、  
家族・知人 17人(1.8%)

### 3. 相談内容

雇用調整助成金 305件(28.4%)、小学校休業等対応助成金 234件(21.8%)、  
休業(休業手当) 186件(17.3%)、休暇(年次有給休暇含む) 109件(10.1%)

### 4. 業種

製造業 142人、医療・福祉業 56人、宿泊業 52人、飲食業 48人、  
卸売・小売業 44人

### 5. 相談の傾向

3月以降、助成金関係の相談件数が特に増加している。相談コーナー開設当初は観光関連産業や製造業、医療・福祉業を中心に、休業や雇用調整に関する相談が多かったが、現在は業種も相談内容も多岐にわたっており、休業に伴う収入減少にかかる労働者からの相談や、事業主からの経営悪化や雇用維持の不安等にかかる相談等、深刻な相談内容が増加している。

### 6. 今後の兵庫労働局の取組

今後も相談内容を丁寧に聞き取り、休業手当の支払義務や休暇の扱いなどの法的内容の的確な説明や、個別労働紛争解決制度によりトラブルの解決を図る。また、所轄部署への確実な取次ぎや、国による各種支援策等の情報提供に努めていく。

※新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）、  
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）  
の申請受付を3月18日から開始します（詳細はリーフレットのとおり）。

## 「新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しました。

兵庫労働局は、中国等で感染が拡大している新型コロナ感染症について、国内において観光等、経済活動への影響が出始めていることを踏まえ、労働問題(労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等)に関する特別相談窓口を令和2年2月14日より以下のとおり開設しました。

### 1 兵庫労働局総合労働相談コーナー 電話 078-367-0850

(神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー15階 兵庫労働局雇用環境・均等部指導課内)

<受付時間> 9時00分～17時00分 ※土日祝除く

<相談内容> 新型コロナウィルス感染症の影響による一般的な労働相談

☆新型コロナウィルスに関連して、労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、兵庫労働局の雇用環境・均等部 指導課にお問い合わせください(電話 078-367-0820)。「働き方・休み方改善コンサルタント」による、特別休暇の導入にあたってのコンサルティングを実施しています(企業訪問によるコンサルティング、就業規則の整備支援など無料で行います。)

### 2 ハローワーク助成金デスク(兵庫労働局職業安定部職業対策課) 電話 078-221-5440

(神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル5階)

<受付時間> 8時30分～17時15分 ※土日祝除く

<相談内容> 雇用の維持・確保に関する助成金に関する相談

### 3 その他の相談窓口

労働問題以外の相談については、厚生労働省では以下の相談窓口を設けています。

#### **厚生労働省の電話相談窓口** 電話 0120-565653(フリーダイヤル)

今般の新型コロナウィルス感染症の発生について、厚生労働省の電話相談窓口を設置しております。

<受付時間> 9時00分～21時00分(土日祝日も実施)

<相談内容> 新型コロナウィルス感染症の発生に関すること

#### **帰国者・接触者相談センター**

湖北省への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴などがあり、発熱や咳などの症状がある方については、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にて相談を受け付けております。

#### **学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター** 電話 0120-60-3999(フリーダイヤル)

小学校等の臨時休業により保護者が休職した場合等に、非正規雇用の方を含め、労働基準法の年次有給休暇とは別に、有給の休暇を取得させた企業に対する助成制度を創設します。

<受付時間> 9時00分～21時00分(土日祝日も実施)

		2/14~3/13 (第2報)	<参考> 2/14~2/28 (第1報)
相 談 者	合計	965人	110人
	労働者	196人	13人
	事業主	587人	74人
	社会保険労務士	109人	15人
	労働者の家族・知人	17人	7人
	その他（地方自治体・経済団体等）	56人	1人
相 談 内 容	合計	1,074件	117件
	解雇・雇止め	30件	5件
	休業	186件	43件
	雇用調整助成金	305件	29件
	休暇（うち休校要請に伴う相談）	109件（44件）	6件（0件）
	小学校休業等対応助成金	234件	0件
	その他（労働時間・安全衛生等）	210件	34件
業 種	合計	965人	110人
	道路旅客運送業	36人	10人
	道路貨物運送業	14人	3人
	宿泊業	52人	5人
	飲食業	48人	4人
	製造業	142人	23人
	労働者派遣業	27人	4人
	医療・福祉業	56人	10人
	卸売・小売業	44人	4人
	その他（匿名相談含む）	546人	47人

## 新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談事例

事例1 「解雇・雇止め」にかかる労働者からの相談（業種：社会福祉施設）	
概要	相談者は1年単位の有期契約労働者。小学校が休校になったため、子供の面倒を見るために会社を休まざるを得なくなった。そこで有給休暇を申請したところ、後日、会社側から「次回以降の雇用契約の更新は出来ない」旨を通知された。今まで問題なく勤務してきたのに、急に雇止めされることに納得できない。
事例2 「休業」にかかる事業者からの相談（業種：複数）	
概要	客足が鈍り、売上げが大幅に減少した。労働者には「客足が戻り、コロナウイルス感染症が落ち着くまで、シフトに入れるのは難しい」と伝えている。実際に勤務させたわけではないので金銭を支払う予定はないが、法的に問題ないか。
事例3 「雇用調整助成金」にかかる事業者からの相談（業種：食料品製造業）	
概要	小学校に給食を卸している。政府の休校要請を受けて、市教育委員会から「令和2年3月2日からしばらくの間、給食を中止する」旨の連絡があった。事業活動を縮小せざるを得ない状況であり、労働者を一時的に休業させる予定である。国から補償される制度はあるか。
事例4 「年次有給休暇」にかかる事業者からの相談（業種：飲食業）	
概要	客足が鈍り、売上げが大幅に減少したので、事務所を一時的に閉鎖することとした。そこで、従業員に対し、年次有給休暇を取得するよう指示しているが、法的に問題はないか。
事例5 「小学校休業等対応助成金」にかかる労働者からの相談（業種：小売業）	
概要	小学校が休校になったため、子供の面倒を見るために会社を休まざるを得なくなった。私はすでに年次有給休暇を使い切っている。会社には、休校になった場合に利用できる特別休暇制度が設けられておらず、このままでは欠勤扱いとなってしまう。賃金を保障してくれる制度はないのか。